

県名	団体名	申請年月日	使用競輪場名	競輪場の状況	備考
岩手県	一関市	二五、五、九	一関	未承認	
群馬県	桐生市	二五、三、二五	桐生	"	
栃木県	矢板町	二五、八、二四	矢板	"	
東京都	立川町	二五、六、一九	立川	承認見込	
"	八王子市	二五、六、一九	大井勝島	未承認	
"	二十三区	二五、七、一二	"	"	
神奈川県	藤沢市	二五、七、二〇	平塚	建設中	一部事務組合で施行
"	鎌倉市	二五、八、九	"	"	
山梨県	甲府市	二五、九、一一	甲府	未承認	
岐阜県	多治見市	二五、三、九	大垣 大垣 岐阜	大垣建設中 岐阜既設	但しその後連絡あり
三重県	四日市市	二四、七、二七	四日市	未承認	
広島県	尾道市	二五、二、一〇	尾道	"	
山口県	柳井町	二五、一、二一	柳井	"	

競輪の指定申請書未処理一覽表

(二五、九、一六現在)

Player's party

- 緊急措置要領(案)
- 一 競輪場の施設の充実、場内取締の強化等の事故防止の根本的措置により競輪の正常な運営が確保されるまで自転車競技法第一條の規定に基く市町村の指定は当分の間これを停止する
- したがって追つて改めて通知するまで今後市町村の指定申請を受理しないものとする。
- 二 現在指定申請中のものうち、左記各号に該当するものは、前項の規定にかかわらず、なお、従前の通りとする。
1. 使用競輪場が既設のもので、しかも施設が通産省の定めた「競輪施設改善の基準」に合致するもの。
2. 使用競輪場が設置承認を得て目下前号の「競輪場施設改善の基準」に合致するよう、建設中のものうち当該競輪場と所有又は管理関係にあるもの。

県名	団体名	申請年月日	使用競輪場名	競輪場の状況	備考
山口県	早部市	二四、一〇、二五	早部	未承認	山口県下に箇所増設の場合その競輪場を使用の予定
"	下関市	二四、一〇、二二	下関	"	
"	厚狭町	二五、四、二二	未定	既設	但し建設承認を受けたる場合都合により建設に着手してはならない
"	小郡	二五、七、二一	防府	既設	
京都府	舞鶴市	二五、七、二九	舞鶴	未承認	既設
愛媛県	今治市	二五、七、一一	松山	既設	
"	平和島市	二五、七、一五	"	"	既設
香川県	香西町外四村	二五、八、一〇	高松	既設	
"	氷上村外三村	二五、八、一八	"	"	既設
"	大野村外三村	二五、八、一九	"	"	
福岡県	観音寺町	二五、八、二二	観音寺	建設中	既設
"	大牟田市	二四、一、二五	大牟田	未承認	
熊本県	荒尾市	二五、三、一八	荒尾	"	既設
鹿児島県	鹿児島市	二四、一、二八	鹿児島	建設中	

自転車競技法第一條の規定に基く市町村の指定に関する
 (二五、九、一五)
 地方財政委員会

20
 18
 16
 14
 12
 10
 8
 6
 4
 2